

平成 29 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 川上塗料株式会社

代 表 者 名 取締役社長 野村 茂光

(コード番号 4616、 東証第二部)

問 合 せ 先 取締役経理部長兼総務部長 松下 田佳子

(TEL 06-6421-6325)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議するとともに、平成29年2月24日開催予定の第102回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

東京証券取引所に上場している当社といたしましては、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年6月1日

(ご参考) 平成29年5月29日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款一部変更」に関する議案が可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に調整するため、株式併合を行います。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の比率 平成29年6月1日をもって、同年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成28年11月30日現在）	10,000,000株
併合により減少する株式数	9,000,000株
併合後の発行済株式総数	1,000,000株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成28年11月30日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	93名（6.237%）	173株（0.002%）
10株以上	1,398名（93.763%）	9,999,827株（99.998%）
総株主	1,491名（100.000%）	10,000,000株（100.000%）

(注) 10株未満のみご所有の株主様は、株式併合により当社株主の地位を失うこととなります。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本「株式併合」に関する議案および「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の目的

上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条を変更いたします。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年6月1日をもって効力が生じる旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000,000</u> 株とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株と する。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とす る。
<新設>	<u>附則</u> <u>第 6 条及び第 7 条の変更は、平成 29 年 6</u> <u>月 1 日をもって効力が生じるものとし、本</u> <u>附則は効力発生日経過後、これを削除する</u> <u>ものとする。</u>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案および本「定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年 1 月 25 日
定時株主総会決議日	平成29年 2 月 24 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年 6 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成29年 6 月 1 日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年 6 月 1 日 (予定)

以 上